

令和 6 年 1 0 月 1 日

教 育 長
各部（局）長
危機管理監 様
会計管理者

新座市長 並 木 傑

令和 7 年度予算編成方針について（通知）

令和 7 年度の予算については、下記により編成することとしたので、新座市予算規則第 5 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

1 新座市の財政状況

本市では、令和 3 年度末の財政非常事態宣言解除に際し、健全な財政運営を確実なものとし、持続可能な行財政運営を図るため、「財政調整基金を通年で 3 5 億円以上確保していくこと」及び「経常収支比率を 9 5 % 未満とし、これを維持していくこと」を新たなガイドラインとして定め、取組を進めているところである。

しかしながら、令和 5 年度は、障がい者福祉サービス費を始めとした扶助費、人件費、物件費等の増により、経常収支比率は過去最大値の 9 8 . 5 % となり、目標値の 9 5 % を大幅に上回る結果となった。

また、財政調整基金残高についても令和 6 年 9 月末時点で、約 4 8 億円と前年度同時期と比較して約 1 2 億円の減となっている。

当初予算編成における財政調整基金の取崩しは望ましいものではなく、「当初予算で計上する歳入の範囲内で必要となる歳出の全てを賄う」という収支均衡が理想である。

しかしながら、現在の本市の予算編成は財政調整基金からの取崩しに頼らざるを得ない状況が続いており、さらに近年は、歳入歳出収支差補填のための取崩額が年々増加している。令和 7 年度の予算編成において、令和 6 年度と同様の約 2 5 億円を取り崩すと仮定した場合、当初予算編成後の財政調整基金残高は約 3 0 億円となり、二つのガイドラインのどちらも達成できない事態となる。

2 令和7年度予算編成における基本方針

このような状況の中、限られた財源で、持続可能な行財政運営を図りながら、第5次新座市総合計画に掲げる各事業を推進するため、改めて、全職員が市の状況を理解し、一丸となって、予算編成に取り組んでもらいたい。

そこで、令和7年度予算については、次の考え方に基づいて予算編成に取り組むものとする。

(1) 第5次新座市総合計画の推進

基本構想及び前期基本計画に掲げている政策・施策を中心に各施策領域におけるK P I（重要業績評価指標）の達成を目指した取組を進めていくものとする。ただし、その際には単に既存事業を継続するだけでなく、より効果的かつコスト減を図ることができる代替案の立案などを進めること。

(2) 持続可能な行財政運営に向けた取組の推進

本市は、歳入の経常的な一般財源は微増である一方で、歳出の経常経費は著しい増加が続いている状況である。このような状況下にあっても、第5次新座市総合計画に基づいた各事業を着実に推進するため、歳入面では、受益者負担の見直しによる手数料や使用料の改定、企業版ふるさと納税などの新たな制度の積極的な取り入れ等、自主財源確保の取組や国や県の補助制度等の財政面で有利な制度の積極的な活用を進めることとする。また、歳出面、特に経常経費については、物価高騰等の影響を考慮しながら、各種事業の必要性・有効性について、十分に検討し、的確な事業設計に努めることとする。

3 令和7年度予算編成における重点事項

(1) 第5次新座市総合計画に掲げる各事業について、効率的・効果的に進めるための取組を推進すること。

(2) 脱炭素社会の実現やグリーン・トランスフォーメーション（GX）の推進を目指し、「新座市ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を踏まえ、環境負荷低減に向けた取組を推進すること。

(3) 新座市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、デジタル化を軸として、市民目線に立った質の高い行政サービスの構築（暮らしのDX）及び既成概念にとらわれない業務改革（行政のDX）を図る取組を推進すること。

(4) 令和6年7月末の集中豪雨により多くの方が被災したところであるが、近年増加する自然災害への対応のほか、老朽化を含めたインフラ施設への対応等、市民の安全確保につながる取組を推進すること。

- (5) 令和7年11月1日に市制施行55周年を迎えるに当たり、新座市の魅力を市民の皆様に改めて実感していただくとともに、広く内外に発信する記念事業に係る取組を推進すること。
- (6) 職員の能力向上及びワークライフバランスの実現に向け、必要な研修機会の確保、徹底した内部事務の見直し・効率化に資する取組を推進すること。
- (7) 新・財政健全化に向けたガイドラインの達成に向け、全ての事業を対象に、社会経済情勢・市民需要の変化を踏まえた見直しを常に行うこと。

また、特に新規事業の開始及び既存事業の拡大に際しては、その他の目的を果たした事業の廃止、縮小、統合を進め、事業費の削減を断行すること。

事業の見直しに当たっては、部内にとどまらず、全庁横断的に他所属との重複、関連性の高いもの等については十分な連絡調整を図り、廃止・統合・合理化を徹底すること。